

各評定段階基準(案)

1. 法令等遵守態勢

A :

法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応もなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守態勢となっている。経営陣による法令等遵守態勢確立への取り組みは不十分なものとなっている。このため、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥、もしくは重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、もしくは現にそのような法令等違反が発生している状況にある。

各評定段階基準（案）

2. 顧客保護等

A :

顧客保護等について、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が経営陣により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

顧客保護等について、軽微な態勢の不備などが認められるものの、顧客への説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、さらに顧客情報管理態勢が経営陣により十分に構築され機能している。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

顧客保護等について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、説明態勢等または顧客情報管理態勢が十分に機能していない。経営陣の顧客保護等への取り組みも不十分なものとなっており、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

顧客保護等について、態勢の不備が認められるなど、説明態勢及びそれを補完する苦情処理機能、または顧客情報管理態勢に欠陥がある、もしくは実質的に機能していない実態にある。その結果、顧客の離反等を招き、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、もしくは現にその存続が脅かされている状況にある。

各評定段階基準(案)

3. リスク管理態勢（共通）

A :

リスク管理態勢について、金融機関の規模、特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

リスク管理態勢について、金融機関の規模、特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。主要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

リスク管理態勢について、金融機関としての規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な態勢となっている。金融機関としての規模等に鑑みると経営陣のリスクに対する管理能力は不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

リスク管理態勢について、経営陣のリスクに対する管理態勢に欠陥がある、もしくは重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、もしくはそのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

各評定段階基準(案)

4. 流動性リスク管理態勢

A :

預金動向や流動性準備の水準等から判断する流動性水準は強固であり、金融機関の規模、特性、資金繰りの逼迫度に応じた強固な流動性リスク管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての資金繰りに対する影響は小さい。

B :

預金動向や流動性準備の水準等から判断する流動性水準は十分であり、金融機関の規模、特性、資金繰りの逼迫度に応じた十分な流動性リスク管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての資金繰りに重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

預金動向や流動性準備の水準等から判断する流動性水準は不十分である、または、金融機関の規模、特性、資金繰りの逼迫度に鑑みると、経営陣による流動性リスク管理態勢は不十分なものとなっている。このため、流動性リスク管理態勢、または、資金繰り状況の改善が必要である。

D :

預金動向や流動性準備の水準等から判断する流動性水準は欠陥もしくは重大な欠陥が認められる水準にあり、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、もしくは現に存続が脅かされている状況にある。

各評定段階基準(案)

5. 市場関連リスク管理態勢

A :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模、特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模、特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、何らかの対応がなされることが期待できる。

C :

市場関連リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣による管理態勢は不十分なものとなっており、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

市場関連リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、もしくは重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、もしくはそのような事故・不測の損害が発生している状況にある。